SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

捜査権調整等の検察・警察捜査に関する法令の制定・改正公布

２０２０年2月４日付で公布された改正刑事訴訟法、検察庁法に関する大統領令である「検事と司法警察官の相互協力と一般的捜査準則に関する規定」、「検事の捜査開始犯罪範囲に関する規定」が制定され、２０２０年１０月７日に公布されました。制定法令は、２０２１年1月１日から施行される予定であり、主な内容と捜査手続の変遷については、以下の通りです。

1. 検事による捜査指揮の廃止、警察の１次的不起訴権限の認定

改正刑事訴訟法は、検事の警察に対する捜査指揮を廃止し、警察に対して１次的事件終結権を認めました。その代わりに、警察の捜査ミスなどを是正することができるよう、検事に対して警察捜査への監督および統制権限を与えましたが、警察に対する補充捜査要求権（送致事件および関連事件、令状申請事件）、是正措置要求権（捜査過程における法令違反、人権侵害または顕著な捜査権の濫用）、再捜査要請権（不送致事件）等がそれに当たります。

上記のような改正刑事訴訟法の内容を具体化した「検事と司法警察官の相互協力と一般的捜査準則に関する規定」では、補充捜査要求、是正措置要求および事件送致要求、再捜査要請および事件送致要求の具体的な方法と手続きについて定めました。

2. 検事の捜査開始犯罪範囲の制限

改正検察庁法は、従来には何ら制限がなかった検事による直接捜査開始の範囲を、腐敗犯罪、経済犯罪、公職者犯罪、選挙犯罪、防衛事業犯罪、大型惨事犯罪（6大重要犯罪）／警察公務員による犯罪／6大重要犯罪事件・警察公務員の犯罪事件・警察送致事件と直接関連のある犯罪に限定しました。

今回制定された「検事の捜査開始犯罪範囲に関する規定」は、検事が捜査を開始できる6大重要犯罪の範囲を具体的に定めました。

重要犯罪	具体的犯罪
腐敗犯罪	「主要公職者」の賄賂、特定犯罪加重処罰等に関する法律上の賄賂・斡旋収賄、医療・薬品関連のリベート、外国公務員に対する賄賂、政治資金の不正収受、弁護士法違反、金融機関の役職員・監査人・会計士・会社発起人による背任収賄等
経済犯罪	利得金額5億ウォン以上の詐欺・横領・背任、3,000万ウォン以上の密輸、5,000万ウォン以上の関税逋脱等の関税法違反、還付税額5億ウォン以上の租税犯処罰法違反、相場操縦等の金融証券犯罪、産業技術および営業秘密の外国流出、不当な共同行為、不公正取引行為、不当な下請負代金の強要、虚偽・誇張・誹謗広告行為、財産の国外逃避（キャピタルフライト）、対外貿易法違反、麻薬類輸出入等
公職者犯罪	主要公職者の職権濫用、職務放棄、不法逮捕・監禁、汚職・暴行、被疑事実の公表、公務上の秘密漏えい、虚偽の公文書作成等
選挙犯罪	公務員による政治関与、公職選挙・委託選挙・国民投票等に関する犯罪
防衛事業犯罪	防衛力の改善、防衛産業の育成および軍需品調達等防衛事業の遂行に関連して犯した罪
大型惨事犯罪	火災・崩壊・爆発事故等による大規模な人命・財産被害の発生、国家核心インフラの麻痺、感染病等による被害等「社会災難」が発生した場合において、その災難に関連して犯した罪

また、上記の規定では、6大重要犯罪事件・警察公務員による犯罪・警察送致事件と直接関連のない犯罪について判断する具体的な基準も設けました。

上記のような検事による直接捜査開始の範囲に該当しない犯罪につき、検察に告訴・告発・陳情の受付がなされたときに、検察は、これを警察に「移送」しなければなりません。

3. 検察・警察間における捜査手続の変化

「検事の警察に対する捜査指揮の廃止」、「警察の1次的不起訴権限の付与」を骨子とする改正法令が施行されると、検察と警察の刑事事件処理手続において以下のような変化があるものと予想されます。

法務法人(有)世宗の日本チームは、今後も、日本関連の情報を持続的にアップデートを行いお知らせさせて頂きます。これに関してのお問い合わせ等がございましたら、いつでも法務法人(有)世宗までご連絡頂ければ幸いでございます。

イ. 送致事件の処理手続

従前	改正法令の施行後（2021月1月1日）
1. 警察は、一切の事件（起訴意見、不起訴意見）を検察に送致する 2. 検事は、送致された事件において補充捜査が必要であると判断する場合、警察に対して捜査指揮を行ったり、直接補充捜査を行う 3. 捜査指揮を受けた警察は、捜査指揮を履行し、検察に事件を再送致（起訴意見、不起訴意見）する 4. 検事は事件を終局処分（起訴、不起訴）とする	1. 警察は、起訴意見の事件のみ送致、不起訴意見の場合、不送致または捜査中止 ※ 但し、告訴（告発）人・被害者等の異議申立事件、検事からの送致要求事件は送致 2. 検事は、送致された事件を検討した後、補充捜査が必要であると判断する場合、警察に対して補充捜査を要求したり、直接補充捜査を行う 3. 補充捜査の要求を受けた警察は、補充捜査を行った後、その履行結果を検事に通報したり、不起訴意見である場合には、不送致または捜査中止とする 4. 補充捜査の履行結果の報告を受けた検事は、事件を終局処分（起訴、不起訴）とする

ロ. 不送致および再捜査要請手続

従前	改正法令の施行後（2021月1月1日）
＜新設＞	1. 警察は、事件捜査の後に嫌疑なし、罪にならない、公訴権なし、却下意見である場合、事件を**不送致終結**する一方、関連書類と証拠物を検事に送付する 2. 検事は、送付された関連書類と証拠物を検討した後、再捜査が必要であると判断する場合、原則として、90日以内に警察に対して**再捜査を要請**、再捜査の必要がない場合には**記録を返還**する 3. 再捜査の要請を受けた警察は、再捜査を行った後、嫌疑があると認められる場合、**事件送致**／既存の不送致意見を維持する場合、検事に**通報**する 4. 不送致を維持するとの報告を受けた検事は、再び再捜査の要請や送致要求を行うことができないが、**法理に反したり**、**明白に採証法則に違反**する場合、**公訴時効や訴追要件の判断において誤り**がある場合には、再捜査結果の通報を受けた日から30日以内に**事件送致を要求できる** 5. 事件送致の要求を受けた警察は、**事件送致**（以後、送致事件処理手続により進行）する

ハ. 是正措置要求手続

従前	改正法令の施行後（2021月1月1日）
＜新設＞	1. 検事は、警察の捜査過程において**法令違反**、**人権侵害**、**顕著な捜査権の濫用**が疑われる事実の申告があるか、そのような事実を認識した場合、警察に対して**事件記録謄本の送付を要求**する 2. 記録謄本の送付を要求された警察は、7日以内に記録謄本を送付する 3. 記録謄本を受け取った検事は、30日以内に**是正措置要求の如何を決定し、警察に知らせる** 4. 是正措置の要求を受けた警察は、遅滞なく、是正措置を履行し、その結果を検事に通報する 5. 履行結果の報告を受けた検事は、是正措置の要求が正当な理由なく履行されなかったと判断する場合、**事件送致を要求できる** 6. 事件送致の要求を受けた警察は、7日以内に**事件送致**（以後、送致事件処理手続により進行）する

4. 特別司法警察による捜査事件の例外

ただし、改正刑事訴訟法は、特別司法警察（金融、労働、食品、環境、保健、税務、消防、山林、出入国等）に対する検事の捜査指揮については維持しているため、特別司法警察が捜査する事件は、従前と同様な手続きにより進められます。

上記以外にも、改正法令は、検事作成の被疑者尋問調書の証拠能力制限（２０２２年１月１日施行）、検事の回避制度の新設、検察と警察の捜査が重複する場合における処理手続等を盛り込んでいます。

このように、検察・警察の捜査に関する二つの核心的な法令が制定されたのと同時に、今後、国家捜査本部の設置と既存の検察、警察の組織改編等、多くの捜査環境の変化が予想されており、これに伴う対応策づくりを行う必要があります。これにつき、法務法人(有)世宗は、今後も引き続き関連ニュースレターを配信していく予定です。

上記事項につき、お問い合わせやご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させて頂きます。

Contact us

[日本チーム]

+82-2-316-4114

jpg@shinkim.com

金潤希 (Japan Team Leader)
Partner

T. +82-2-316-4025
E. yhekim@shinkim.com

[刑事・租税部門]

金洪一 (代表弁護士)
Senior Partner

T. +82-2-316-4005
E. hikim@shinkim.com

李鎔成(パートナー)
Partner

T. +82-2-316-4028
E. ysulee@shinkim.com

卞玉淑 (パートナー)
Partner

T. +82-2-316-4382
E. osbyun@shinkim.com

朴起兌(パートナー)
Partner

T. +82-2-316-1704
E. ktpark@shinkim.com

SHIN&KIM 法務法人(有) 世宗

法務法人(有)世宗のニュースレターに掲載された内容および意見は、一般的な情報提供の目的で発行されたものであり、ここに記載された内容は、法務法人(有)世宗の公式的な見解や具体的な事案についての法的な意見ではないことをお知らせ致します。

23F, D-Tower (D2), 17 Jongno 3-gil, Jongno-gu, Seoul 03155, Korea T. +82-2-316-4114 www.shinkim.com